

「ないわけにはいかない」の特性を探る — 当為的モダリティにおける位置づけ —

The Characteristics of *naiwakeniwaikanai* in Japanese: Its position in the Deontic Modality

文学研究科国際言語教育専攻修士課程修了

黄 若 白

HUANG Ruobai

I. はじめに

本稿は、日本語における義務・必要性を表す形式の一つである「ないわけにはいかない」の特性を探り、当為的モダリティにおける位置づけを試みるものである。

日本語における「ないわけにはいかない」は、「義務・必要性」を表すという点から、いわゆる典型的な義務表現の「なければならない」との類義関係が指摘されるが、両者のあいだには、用法の相違が存在する。例えば、次の(1a)は不自然に感じられるが、これを(1b)のように、「ないわけにはいかない」に言い換えると、自然な文となる¹。

(1) a ?チワン族を紹介するときに、チワン族の民謡を取り上げなければなりません。

b チワン族を紹介するときに、チワン族の民謡を取り上げないわけにはいきません。

(1a)は、日本語学習者が自らの出身民族について紹介するプレゼンテーションの冒頭部における発話である。(1b)にあるような、紹介の内容として民謡を選び、その内容を述べようとする意図が読み取れるが、どこか落ち着きが悪く、人によっては押し付けがましく感じることもあるのではないだろうか。こうした現象から、「ないわけにはいかない」が必ずしも類義の「なければならない」に代替され得るとは限らないことがわかる。

また、「ざるを得ない」「しかない」も「ないわけにはいかない」の類義形式として扱われてきたが、(1c)のように、それらは当該の文脈における発話意図にはそぐわない。さらに、発話意図の面から関連づけられそうな「べきだ」で言い換えても、自然さをもつ文にはならない。

¹ ? は、当該の文脈において、文の伝える意味は理解可能だが、表現としては違和感があることを表す。# は、当該の文脈における発話意図にそぐわないことを表す。

- (1)c チワン族を紹介するときに、チワン族の民謡を取り上げ【#ざるを得ません／#るしかありません／?るべきです】。

このように、「ないわけにはいかない」が自然に使用される文脈でその類義形式を用いると、程度の差こそあるものの、不自然さを伴う文になってしまう。類義形式のいずれとも置換関係をもたないのはなぜなのだろうか。「ないわけにはいかない」の意味・用法の分析、および、その類義形式との置換可能性の観察を行い、「ないわけにはいかない」に固有の用法からどのような特性が見られるかを明らかにする。

本稿で取り上げたい第二の課題は、当為的モダリティにおける「ないわけにはいかない」の位置づけである²。

当為的モダリティの体系化において、「ないわけにはいかない」をどう位置づけるかを示した研究として、高梨(2010)、井島(2013)が挙げられる。

高梨(2010)の研究においてとりわけ注目されるのは、「評価」と「可能」を別の問題だとしたうえで、両者にまたがる形式として「ないわけにはいかない」を捉えている点である。「ないわけにはいかない」は、「当該事態が実現しないことが外的条件によって不可能である」(高梨 2010:152) ことを表すとし、評価のモダリティの枠組みにおいて「不可避類」(同:29)に位置づけている。しかし、(1b)をみると、民謡を取り上げるか否かは主体自らの意志で決められることであり、当該の文脈には当てはまらないと考えられる。このことから、事態の非実現がいかなる条件によって不可能であるかを捉え直す必要がなお残されているのである。

一方、井島(2013)は、当為表現の根本にある同次元の対概念として「義務・許容」と「付与(被付与)・判断」を提示し、二組の概念を組み合わせた枠組みの中で、「ないわけにはいかない」を「義務・付与(被付与)」に位置づけている。「ないわけにはいかない」は確かに「義務」側に置くべきものだが、それが「付与(被付与)」に位置づけられるか否かは、なお検討の余地があるように思われる。(1b)でいえば、民謡を取り上げる義務・必要性を、話し手が聞き手に付与するという意図、もしくは法律や規則、その他の状況によってそれが付与されるという意味は認めにくく、話し手個人によって下された判断として扱うほうがより適切なのではないかと思われる³。

² 本稿で扱う「当為的モダリティ」に近似する概念への名づけは、必ずしも合意が得られているとはいえない研究状況である。例えば、「価値判断のモダリティ」(益岡 1991,2007)、「価値判断的事態選択形式群」(森山 1997,2000a)、「評価のモダリティ」(高梨 2010)、「当為表現」(井島 2013)、「当為評価のモダリティ」(仁田 2014)などと呼ばれている。こうした中で、井島(2013)は、「当為」の外延が狭すぎると述べる一方で、「評価」で指し示される表現が不明確であるという弊を指摘しており、「当為」をやや拡張した意味で用いて、『当為表現』という最も伝統的な述語を採る(井島 2013:133)としている。しかしながら、呼称に「表現」を用いていると、話し手によって対象化された事柄と、その対象化された内容への主観による捉え方との境界が見えなくなってしまうこと、さらに、認識的モダリティとの関係・交渉が説明しにくくなることがあると考えられる。こうしたことから、本稿では、井島の研究における「当為表現」に類似した概念を「当為的モダリティ」と呼ぶこととする。

³ 井島(2013)は、森山(1992)の研究を取り上げ、「??私は明日朝早く起きるべきだ。」(井島 2013:158)という例を提示し、判断用法として用いられた文は、判断される対象と判断者が同一化する場合だと不自然になることを述べて

「ないわけにはいかない」の特性を探る

「ないわけにはいかない」を当為的モダリティの体系においてどこに位置づけることが可能か。先行研究の指摘をふまえ、この疑問を改めて検討するとともに、当為的モダリティと可能のあいだに、どのような関わりが見られるのかについても検討を加える。

次のⅡ.では、先行研究の示唆する事実とその問題点について紹介する。Ⅲ.では、大規模コーパスの実例に基づき、「ないわけにはいかない」の用法、および、各用法における類義形式との置換可能性を観察し、最後に用法の整理を行う。Ⅳ.で、「ないわけにはいかない」の特性を提示し、それをふまえ、Ⅴ.で当為的モダリティに占める「ないわけにはいかない」の位置について考察する。Ⅵ.では、日本語教育において本稿の考察が示唆することについても簡単に触れる。

Ⅱ. 先行研究

1. 先行研究の系統

本研究の目的に関わる研究は、大きく次のような系統に分けられる。

A 「ないわけにはいかない」の意味・用法をめぐる研究：奥田(1999)、林(2011)

B 当為的モダリティをめぐる包括的・体系的な研究：森山(1997,2000a)、益岡(2007)、高梨(2010)、井島(2013)

Bで示した研究のうち、当為的モダリティの体系において「ないわけにはいかない」を位置づけている研究は高梨(2010)、井島(2013)のみである。この二つの研究については前章ですでに紹介し、その問題点を指摘したので、改めて述べない。次のⅡ・2.では、Aに挙げた研究を紹介し、その問題点を指摘する。

2. 奥田(1999)・林(2011)

「ないわけにはいかない」を個別に取り上げた研究は、管見の限り、奥田(1999)、林(2011)に限られる。以下では、それぞれの研究で指摘されている「ないわけにはいかない」の用法を項目別に整理しておく⁴。例文の(3)～(6)は奥田(1999)、(7)～(9)は林(2011)で提示されたものである。

(1) 奥田(1999)で指摘されている用法

①「前提にある動作の不実行が成立しない、不可能である」という評価的な判断を下すことで、動作の実行に肯定的な態度を示し、実行を主張する用法。

いる。しかし、判断の性格をもつ「ないわけにはいかない」が、判断者と被判断者（行為主体）が一致する場合に用いられても容認可能なのはなぜかということが問題となる。この疑問については、場を改めて検討したい。

⁴ (3)～(9)にある下線は先行研究によるものである。

(3) 「そのくらい口がきければ、たしかなものだ。どうだい、これからでかけようじゃないか？」

「どこへ」

「阿蘇へさ。」

「阿蘇へまだゆく気かい？」

「むろんさ、阿蘇へいくつもりで出かけたんだもの、ゆかないわけにはいかない。」

「そんなものかな。しかし、その豆じゃ、残念ながらいまし方がない。」（二百十日）

② 地の文において、語り手が不実行の不成立、不可能を事実として確認し、伝える用法。

(4) 日本人が台湾人地域にたちいるのは禁じられているが、ぜんぜんはいらぬわけにはゆかない。

(俘虜記)

③ 「好ましくない、実行したくない動作を仕方なく実行してしまう」という過去の出来事を確認し、伝える用法。「はなしあい」と「地の文」の両方に存在する用法である。

(5) 「だれかにかしてやったのか？」

「親戚からせめられて、どうしてもださぬわけにはいかなかったの。私だって親戚じゅうにかこまれてくらししているんだから、そうむげにはことわれないわ。」（連環）

④ 好ましくない生理的な、心理的な現象（ふるまい、感情、気づき）が場面から必然的に呼び起こされることを表す用法。この場合の前接動詞は、主体の意志に従うことのない、生理・心理的な現象を指し示すものに限られる。

(6) 「朝子がわしとわかれる？」

わかれられるあい手が自分ではないといった口調である。山路はかみつくようにみた。いつにない、真剣な顔色の朝子からことの重大さを感じないわけにはいかなかった。（菩提樹）

（2）林(2011)で指摘されている用法⁵

⑤ 一般常識や社会通念などの外的要因によって行為が許されないことを表す用法。当該行為は主体にとって望ましくない。

(7) そのすぐ前に京造は立っているのである。いやでもふたりは顔を合わせないわけにはいかなかった。（山本有三『路傍の石』）

⁵ 林の研究における「行為」というのは、「『-わけにはいかない』に前接する動詞の表す行為のこと」（林 2011:42〈注3〉）であり、例えば「お酒を飲むわけにはいかない」と「お酒を飲まないわけにはいかない」の行為はそれぞれ「お酒を飲む」と「お酒を飲まない」ことを指している。林は①、②、③をそれぞれ「状況不可能」「意図的不可能」「自発的不可能」と名づけている。

「ないわけにはいかない」の特性を探る

⑥ 意図的に行為を回避しようとする主体の強い意志の表明を表す用法。当該行為は主体にとって望ましくない。

(8) 松島に来たらやはり観光船に乗らないわけにはいけない。

⑦ 主体の自発的な心的作用という内部要因によって、感情が自然に生起することを表す用法。当該行為（感情）は主体にとって望ましいか否かについて、どちらともいえない。

(9) 私は、昼、志乃を信ずることができなかった。志乃の行為も商売のうち、とうたがわないわけにはいかなかった。しかし、夜、私は志乃をうたがうことができなかった。志乃の好意をまごころと信じないわけにはいかなかった。（三浦哲郎『忍ぶ川』）

奥田と林の研究は、動詞の意味的特徴、事態への評価的態度、事態の非実現が不可能の要因に着目しており、以下に挙げる事実を示唆するものである。

- i 「ないわけにはいかない」に前接する動詞には、意志によるコントロールが難しい心理的な状態を指し示すものがある。用法の観察では、前接動詞の意志性の度合いに着目する必要がある⁶。
- ii 主体が当該事態を望ましいものとして捉える場合もあれば、望ましくないと捉える場合もある。主体の評価的態度が用法によって違ってくる可能性がある。
- iii 事態の非実現が不可能の要因に該当するものは必ずしも外的な条件であるとは限らない。それが主体の意図、感情である可能性もある。

ただし、i~iiiについては、解明されきっていないように思われる部分が存在する。例えば、林(2011)は、「認める」を無意志動詞として捉え、用法⑦の例として、「認める」が述語部に用いられた例を取り上げている。しかし、「認める」が「感じる」「疑う」と同様に思考、知覚を表すといっても、それは必ずしも意志性が弱いものであるとは限らない。

動詞の意志性の度合いについて、実例に基づき調査した高(2012)では、願望、誘い、命令、禁止などを表す「主体の意志表現形式」と動詞の共起関係について、「感じる」「疑う」「思う」はそれと共起しにくいのに対し、「認める」は共起制限がかからないという事実を指摘している。この事実に基づき、高は「認める」を「感じる」などと区別し、それを「食べる」「使う」と同様に、「主体が意図すれば動作生起から動作達成へのコントロールができる意志的な動作を表す」(高 2012:118)ものとして扱っている。林(2011)における「認める」の扱いは、恣意的であるとの感が否めない。

⁶ 森山(1988)では、「主体性」という概念を取り上げ、それを「主語名詞が動詞の表す動きに対してどれだけ自律的に関与（支配）しているか」(森山 1988:207-208)を軸とした段階的な概念と規定している。本稿における動詞の意志性に対する把握では、基本的に森山の考え方を援用することにする。

さらに、主体からみた事態の望ましさについて、林(2011)の用法⑦では、はっきりとした傾向が見られないのに対し、それに近似する奥田(1999)の用法④では、事態が好ましくないものだとすることが明確に打ち出されている。心理的な現象の必然的生起を表す用法では、当該事態に対する主体の評価的態度はいかなるものか。この疑問については、さらに多くの事例に基づいた考察が必要であると考えられる。

Ⅲ. コーパス用例に基づく用法観察

本稿は、『現代日本語書き言葉均衡コーパス (オンライン公開版)』(以下、「コーパス」と呼ぶ)を使用し、コーパスから採取した「ないわけにはいかない」の460例を調査資料に、ジャンル別の出現頻度の調査および用法の観察を行った。

次のⅢ-1.では、文章ジャンル別の出現頻度について紹介する。Ⅲ-2.では、「ないわけにはいかない」と高い頻度で共起する動詞を紹介したうえで、各用法の代表例を挙げながら、その特徴をみていく。

1. ジャンル別の出現頻度

文章のジャンルごとに現れた「ないわけにはいかない」の用例数は表1の通りである。

書籍 (文学)	書籍 (文学以外)	Yahoo! 知恵袋	Yahoo! ブログ	雑誌/ 広報誌	国会 会議録	新聞	教科書	合計
224	165	24	24	14	7	1	1	460

表1 各ジャンルにおける用例数⁷

各ジャンルのうち、「法律」「政府刊行白書」「韻文」には1例も現れていない。一方、表(1)が示す通り、「新聞」と「教科書」では、出現数はそれぞれ1例のみであった。(10)(11)としてその例を掲げる。

(10) この会話の内容をめぐって、田中氏は「野上さんは非常に不機嫌になって『鈴木さんは難しい人だ。鈴木さんの言うことを聞かないわけにはいかないので絶対に出席させられない』と(話した)」と国会で答弁した。(琉球新報社『琉球新聞』)

(11) そのうえ、彼女もまた、中年の飛行士(酒で失敗してヤケになっている男)と、清純な恋愛を開始しているのだから、この一組も、無事に機上に押しあげてやらないわけにはいかない。

(教科書『現代文』)

⁷ 書籍は「出版・書籍」「図書館・書籍」「特定目的・ベストセラー」を含む。書籍のジャンルが明記されていないものについては、筆者がジャンルの判別を行った。

「ないわけにはいかない」の特性を探る

「新聞」での用例は人物の発言をそのまま引用したものであり、「教科書」での用例は「現代文」における文学作品での使用で、「文学」のジャンルに括るほうがよい用例である。

以上の事実を関連づけてみると、客観性が求められる文章では、「ないわけにはいかない」は非常に用いられにくいと結論づけてもよいように思われる。

また、「知恵袋」「ブログ」に出現した用例数が 48 例あり、全体のほぼ 1 割を占める。一見かたい語感をもつと思われる「ないわけにはいかない」の使用範囲は、くだけた調子の文章までカバーしていることが、次の「ブログ」における用例に示される。

- (12) あんちゃんはヒマの元カレらしい (笑) @しゅうせ談 4月の対バン楽しみだわー (´∀`) シンタロの頭を撫で、手を握り、のんちゃんとハイタッチしたこの手♪洗わないわけにはいかないけど (笑) うれしかったー! (Yahoo!ブログ)
- (13) 中本の道 (ファンサイト) かっぱ先生の、かっぱのひとりごと [支部] 板橋区桜川 3-5-1 どうせ帰れない。という事で飲んでおりましたが、中本行きませんか? ってそりゃ行かない訳にいかんな〜っと思ひ中本へ……………w (Yahoo!ブログ)

2. 用法の分類

コーパスの用例の用法分類の基準としては、類義形式の「ざるを得ない」「なければならない」「べきだ」「ずにはいられない」との置換可能性を用いた。用法の観察では、前接動詞の意志性を調べる命題要素の分析と、前後の文脈との関わりを調べる文脈情報の分析という 2 種の方法を併用し、それぞれの用法の特徴をどのように捉えるかを明らかにした。

用法を分類した結果、「ないわけにはいかない」の用法には、〈必要不可避〉〈必要妥当〉〈必然発生〉という 3 種があることがわかった。この節では、3 用法の観察にあたって、まず前接動詞の量的な分布において上位にある動詞を紹介し、動詞の意志性の強弱に着目しておきたい。

(1) 共起頻度の高い動詞

表 2 は、全 460 例における前接動詞の中で、5 例以上に現れた動詞を、出現数の順で示したものである。

前接動詞	認める	感じる	行く	思う	見る	信じる	触れる	考える
出現数	44	26	13	12	12	11	10	10
前接動詞	出る	言う	書く	出す	受ける	答える	使う	食べる
出現数	8	7	7	6	5	5	5	5

表 2 高い共起頻度を示す動詞 16 種⁸

⁸ 「やる」「する」を対象から除外した集計である。サ変動詞は、語幹の動名詞別で集計を行った。また、「行く」「見る」の出現数の集計では、「動詞テ形・{いく／みる}」の補助動詞を除外した。

表2の上方に挙げた動詞は、10例以上に用いられており、「ないわけにはいかない」と顕著な共起傾向を示すものとして認定できる。8種のうち、「認める」「感じる」「思う」「信じる」「考える」は共通して人間の心理活動を表すものであり、例えば、国立国語研究所編(2004)の分類項目では、これらは「人間活動—精神および行為」の下位類の「心」に分類されるものである。しかしながら、意志性の強弱に着目すると、「認める」「信じる」「考える」と「感じる」「思う」とのあいだに強弱の違いがあり、前者の3つは意志性が強く、より事態実現に意図的に関与したり仕向けたりすることが可能な動詞であると思われる。

前接動詞の中で、「認める」は「ないわけにはいかない」ととりわけ強い共起関係を見せるものである。「認める」と結びつく「ないわけにはいかない」の用例は44例あり、全体の1割近い割合を占めている。しかし、「認めないわけにはいかない」が表す用法の観察では、〈必然発生〉として用いられた例が1例もなく、〈必要不可避〉か〈必要妥当〉のどちらかで使用されたもののみ観察された。44例に、〈必然発生〉での使用が皆無であることは、「認める」を意志性の強い動詞とする捉え方(高2012)を支持する結果となった。

「認めないわけにはいかない」の用例については、Ⅲ・2.(3)で紹介する。

(2) 用法分類

① 〈必要不可避〉

〈必要不可避〉は、行為の実行が望ましくないが、外界の状況から強い制約を受け、動作の実行を強いられる場合の用法である⁹。この場合は、動作主体の話し手¹⁰が外界の状況による強制を認識・確認させられた結果、事態を望んでいないにもかかわらず、その実行が避けられないことを述べる。したがって、主体の「やむを得ず」という事態に対するマイナスの評価が含意される。次の(14)(15)はその代表例である。(14)は論述のテキスト、(15)は対話のテキストに現れた例である¹¹。

⁹ 外界の状況に該当するものに、周囲の環境、人からの働きかけ、法律規範、社会通念、人間の恒常的な属性といった多様なものが観察された。紙面の都合により、各々の用例の掲載を割愛せざるを得ないが、ここで、人間の恒常的な属性が外界の状況に当たる場合の1例を示す。

(i) 君は想像力を恐れる。そしてそれ以上に夢を恐れる。夢の中で開始されるはずの責任を恐れる。でも眠らないわけにはいかないし、眠れば夢はやってくる。(村上春樹『海辺のカフカ』)

この場合は、外界の状況が普遍性をもつため、当該の文脈環境において状況の明示が求められない。この種の用法は高梨(2010)における「物理的不可能」に近いものであると考える。

¹⁰ 話し手・語り手の両方を総括する名称として「話し手」を、聞き手・読み手の両方を総括する名称として「相手」を用いる。

¹¹ 今回の調査では、テキストの種類を、論述、語り物、対話の3種に分けた。「文学」における作中人物の会話は対話のテキストとみなした。そして、「文学」における地の文は、語り物に該当するものである。地の文を観察の対象とすると、文体レベルの現象も視野に入れる必要がある。工藤(1995)は地の文における作中人物の意識の提示部分を「内的独白」と「描出話法」に分類し、「内的独白」では作中人物の内的思考活動がそのまま再現され、外的発話の会話文と同じ時間構造が見られるのに対し、「描出話法」では作中人物の視点が対象化され、その思考が語りの文体の環境において表現されると指摘している。工藤によると、「内的独白」では非過去形、「描出話法」では過去形が使用される。今回の調査で抽出した過去形の用例、すなわち「ないわけにはいかなかった

「ないわけにはいかない」の特性を探る

(14) K女医は諸検査結果に基づき、神妙に着席する我ら二人に向かって、図を描きながら腫瘍の状態、今後の手術の手順、ストーマ着装は避けられないこと、その後放射線治療が必要になることなどを説明して下さった。この時、「△年生存率」などと言うことをも聞かされることになってしまった。聞きたくないことであっても、現実には現実として受け入れないわけにはいかない。

(Yahoo!ブログ)

(15) 「私、やはり研修をすませないと。これで戻るわ」

「そうですか。よろしかったらお食事でも、と思ったんですけど」

「ごめんなさい。今夜は打上げがあるの。出ないわけにも…」(赤川次郎『死なないで』)

対話で用いられた(15)は、聞き手からの誘いを断りがたいものと話し手は捉えているが、打上げの約束に制約され、食事を見送ることが避けられないという意味に解釈できる。この例からは、「聞き手からの誘いを一旦受け入れ、それを断りたくない気持ちを背景に、聞き手をおもんばかる」といったニュアンスが感じられる。

なお、〈必要不可避〉の用法では、動作主体が二、三人称の用例も少なからず現れた¹²。次の(16)(17)における主体は二人称で、(18)の主体は三人称である。これらは、相手に動作の実行が不可避だと忠告したり言い聞かせたりするとともに、(15)と同様に、相手にとっての望ましさを考慮に入れているという意味合いを帯びる。

(16) 誰に聞いても、あまり実のない講習だという意見ですが、これは登録資格取得のための義務ですから、受けないわけにはいきません。(斎藤隆浩『「社労士」になって独立・開業』)

(17) 「もし文書をご所持なければ、わたくしが丞相のもとに人を派遣して、確認を取ってくるまで、お待ちいただき、そのあとでご出発願いたい」

「そのように、丞相のもとへもう一度確認の使者を派遣してもらったりしては、間に合わなくなってしまいます」

「法律にそう定められている以上、従っていただかないわけにはいきません」

(羅貫中、渡辺精一(訳) 『新訳三国志』)

た」の形で現れた例は、単に過去の時点において事態のあり方を述べる話し手の述べ方によるものではなく、テキストの環境から要請されるものも含まれる。したがって、過去形での用例はいわば「描出語法」という文体レベルの現象を示すものだと考えられる。今回の調査目的は、モダリティ形式そのものの性質を明らかにすることであり、文体レベルの現象が入り込む「ないわけにはいかなかった」での用例を観察対象から外すことにした。

¹² 「ないわけにはいかない」の用例全体、行為主体が一人称をとる用例が、二、三人称をとるものに比べ圧倒的に多い。今回の調査で観察された3種の用法のうち、主体が二、三人称の用例が現れたのは、〈必要不可避〉の場合のみであった。

(18) 月刊「文藝春秋」の広告はありすぎである。たとえばホテルの広告は勢揃いしている。これだけ揃うとここに出てないと一流ではないと誤解されるから一流は出さないわけにはいかなくなる。

(山本夏彦『世はゞ切』)

ここで、類義形式との置換可否をみてみよう。まず、動作主体が一、三人称の〈必要不可避〉の用例では、「ざるを得ない」「なければならない」を置換可能な形式として認定できる。「ないわけにはいかない」と同様に、「ざるを得ない」「なければならない」も主体の事態に対する消極的な捉え方を示すことが可能である。

(14)' 聞きたくないことであっても、現実_は現実として受け入れ{ざるを得ない／なければならない}。

(一人称)

(18)' これだけ揃うとここに出てないと一流ではないと誤解されるから一流は出さ {ざるを得なくなる／なければならなくなる}。(三人称)

一方、動作主体が二人称の場合では、「ざるを得ない」「なければならない」と置換関係をもたない。

(16)' 誰に聞いても、あまり実のない講習だという意見ですが、これは登録資格取得のための義務ですから、受け {?ざるを得ません／?なければなりません}。

(17)' 「法律にそう定められている以上、従っていただくか {?ざるを得ません／?なければなりません}。」

(16)' (17)' が示すように、「なければならない」に置き換えた場合、文法的には容認可能だが、「ないわけにはいかない」ではあまり感じられない強制的な態度が前面に押し出されており、強権的に実行を要求する意味合いが読みとれる。このため、今回の調査では置換不可とした。つまり、置換可能性の判断は、文脈環境と伝達の意味についての考慮も含めたものである。

② 〈必要妥当〉

主体が自らの動作が妥当であると自らの感情・思考に基づき判断したうえで、その実行が望ましい、適切だとコメントし、実行の正当性を主張する用法である。この場合では、話し手の心的世界における葛藤は観察されず、主体の意思が実行の一方へ向かっている。すなわち、先の〈必要不可避〉とは逆に、〈必要妥当〉では、動作の実行が必要であることは、主体である話し手の希望と平行しているように思われる。以下にそうした例を挙げる。

「ないわけにはいかない」の特性を探る

(19) 織田裕二の新たなトライーその名も「T. R. Y. 」とは、いったいどんな映画なのか。今回は出演者を中心に、基本的な概要を紹介しよう。まず原作は、井上尚登の同名小説。一読した織田が「これを本当に映画化できるなら参加しないわけにはいかない」と魅了された一大エンターテインメントだ。(相田冬二『TVびあ』)

〈必要妥当〉では、動作の実行を強要する外界の状況が観察されない。〈必要不可避〉では主体が強制されるのに対し、〈必要妥当〉では主体が自らで選択判断を行う。この点により、必要性を表す「ないわけにはいかない」の用法は「実行が不可避だ」と「実行が妥当だ」の2種に分かれるといえる。

コーパスには、「ないわけにはいかない」に前接する動詞が「触れる」の用例が10例あった。そのすべてが〈必要妥当〉での使用として認定できるものである。(20)(21)はその例である。

(20) ロココ様式といえば、家具の存在に触れないわけにはいかない。(今井和也『カタチの歴史』)

(21) 主義・主張と言え、やはりこの企業のことに触れないわけにはいかないだろう。私の本でも以前に紹介したことがあるし、ほかの人たちも触れているが、ここで再確認をしておきたい。

(山形琢也『自分の魅力をつくる人つukれない人』)

また、前接動詞に「取り上げる」が用いられた例が2例あり、「紹介する」「言及する」が用いられた例がそれぞれ1例あった。これらも〈必要妥当〉に入る用法である。以下は、「取り上げる」が前接動詞の用例である。

(22) 名前をざっとあげてみよう。『漫画新批評体系』によった米沢嘉博、亜庭じゅん「プレイガイドジャーナル」前編集長で現「チャンネルゼロ」の村上知彦、『螺旋』の宮岡蓮二、それに高取英、中島梓、橋本治、さくまあきら、藤田尚、大塚英志、竹内オサムといった顔ぶれである。なかでも、村上知彦は注目に値する。その評論集『黄昏通信』(昭和五十四年)を取りあげないわけにはいかない。(竹内オサム『マンガの批評と研究+資料』)

(20)~(22)には、冒頭に挙げた(1b)と極めて近い様相が観察される。すなわち、そのいずれも、話し手があるトピックについて紹介や説明を行う際に、そのトピックに関連する重要な内容を取り上げようとする場面で使用されるものである。I.ですでに述べたように、こうした使用場面においては、置き換えが可能な類義形式が見当たらない。ここでコーパス用例を用い、置換の可否を改めて確認しておこう。

(20)′ ロココ様式といえば、家具の存在に触れ {#ざるを得ない/?なければならぬ/?るべきだ}。

(22)′ その評論集『黄昏通信』(昭和五十四年)を取りあげ {#ざるを得ない/?なければならぬ/?るべきだ}。

「べきだ」は事態の実行が妥当か否かの当否判断を表すものであり、〈必要妥当〉として用いられた「ないわけにはいかない」と意味的に近似するものだが、自らが行う動作が妥当だと述べる場合はその使用が不適切である¹³。

「なければならぬ」に置き換えた場合、文法的には容認可能だが、押し付けがましい印象を与える。専ら事態の必要性を押し出す場合でなければ、その使用に不自然さが残る¹⁴。

このように、〈必要妥当〉の用法では、「ないわけにはいかない」は類義形式との置換関係をもたないと了解できる。

③ 〈必然発生〉

〈必然発生〉は、外界の状況から強い制約を受けた主体が、事態の実現・非実現に対しコントロールできず、主体の意志の介入がないままで事態が実現してしまうことを述べる用法である。この用法では、主体が事態を望ましいものと捉えるか否かについて、その用例はそのどちらか一方に限らない。評価的態度が中立的なものと解釈される場合もあれば、消極的な場合もある。次の(23)(24)が前者、(25)(26)が後者の例である。

(23) しかしながら、いかにベンヤミンが街路名の音韻に反応するとはいえ、街路名の固有名詞は、すべからく二次的な固有名詞(人名、地名)であり、それゆえに、なんらかの意味を持っている。たとえば、リュ・サン＝タントワヌといえ、これはどうしてもサン＝タントワヌ(聖アントワヌ)のことを思い浮かべぬわけにはいかない。(鹿島茂『『パサージュ論』熟読玩味』)

(24) 同じゲーテの詩『すみれ』が、モーツァルトによって作曲されたことを、ゲーテは生涯の誇りと感じ、『魔法の笛』の第二部を、モーツァルトに作曲されることを念じて「完成」さえしたのに、モーツァルトはこの詩が誰の詩なのかさえ知らず、第二部が完成した時はもうこの星を去った後だった、ということを考え合わせてみると、天才芸術家がお互い同士を本当に認め合うことが、どんなにまれなことであるか、という皮肉な摂理を感じないわけにはいかない。

(實吉晴夫『シューベルトの手紙』)

¹³ 森山(1992)では、「私は今度の会議に出席するべきです。」のような例を挙げ、「べきだ」が受ける主体は一人称をとりにくいことを指摘している。

¹⁴ (21)のような、「だろう」「よ」「と思う」などが後続した用例の置換例では、強制的な態度が緩和され、置換可能となるが、今回の調査は、「ないわけにはいかない」そのものがもつ性質を明らかにすることを目的としているため、他形式の共起という要因が加わることによってもたらされる置換可能性を置換関係の観察から除外した。すなわち、置換関係の観察対象は、他形式が後続しない言い切りの形で終了する用例である。

「ないわけにはいかない」の特性を探る

(25) 頭のなかで理解することと、心のなかで思うことには差があり、動揺しないわけにはいかないが、私は一心にマントラを唱えることによって、修行のレベルを上げることができた。

(佐木隆三『三つの墓標』)

(26) 私は、島の警告をバネにして取材に取りかかったのだが、マルチ・メディア時代の“生き残り戦争”の実態が見えてくると、なによりもNHKの存在の矛盾、つまりマルチ・メディア時代における公共放送の不合理さを強く感じないわけにはいかなかった。

(田原総一郎『メディア王国の野望』)

〈必然発生〉の最大の特徴は、「ないわけにはいかない」と共起する動詞は、主体による意図的なコントロールが難しい状態を表すものに限られるという点である¹⁵。前接動詞の意志性の強弱により、「ないわけにはいかない」の用法は、動作実行の必要性判断を表す〈必要不可避〉〈必要妥当〉、状態の必然的な生起を表す〈必然発生〉という2分化される。

〈必然発生〉の用例と置換関係をもつ類義形式として挙げられるものは、「ずにはいられない」「ざるを得ない」の二つである。ただし、主体による評価的態度が中立的なものである場合には、「ざるを得ない」での置換が不可能であり、「ずにはいられない」のみ置換可能となる。

(23)′ たたとえば、リュ・サン＝タントワヌといえば、これはどうしてもサン＝タントワヌ（聖アントワヌ）のことを思い浮かべ {#ざるをえない/?なければならない/?ずにはいられない}。

(25)′ 頭のなかで理解することと、心のなかで思うことには差があり、動揺 {せざるをえない/?しなければならない/?せずにはいられない} が、（後略）

(3) 用法の整理

これまでの観察で明らかになった「ないわけにはいかない」の用法および用法の特徴を次ページの表3として整理しておこう。

¹⁵ コーパス用例では、前接動詞に「感じる」が用いられた例が26例あり、そのすべてが〈必然発生〉として使用されるものである。

用法分類	基本的意味	命題要素		文脈の特徴 事態実行・実現を強要 する外界状況の有無	評価的意味 主体からみた 事態の望ましさ
		主体人称 の分布	前接動詞 の意志性		
〈必要不可避〉	当該事態が 不可避	一	強	有	望ましくない
		二			
		三			
〈必要妥当〉	当該事態が 妥当	一	強	無	望ましい
〈必然発生〉	当該事態が 必然発生	一	弱	有	望ましくない／ 中立的

表3 「ないわけにはいかない」の用法の整理

3用法それぞれにおける「ないわけにはいかない」と類義形式との置換可能性を、表4として示す。表4で明らかのように、〈必要妥当〉と主体が二人称の〈必要不可避〉では、自然に置き換えられる形式が見当たらない。

用法分類	主体 の人称	類義形式との置換可能性			
		ざるを得ない	なければならない	べきだ	ずにはいられない
〈必要不可避〉	一	○	○	×	×
	二	×	×	×	×
	三	○	○	×	×
〈必要妥当〉	一	×	×	×	×
〈必然発生〉	一	△	×	×	○

表4 類義形式との置換可能性¹⁶

最後に、前接動詞に「認める」が用いられた用例を挙げておく。次の(27)が〈必要不可避〉、(28)(29)が〈必要妥当〉に属する例の代表的なものである。

(27) 翌日、歩いていると、次第に頭が痛くなってきた。しかし、この時点で僕はまだ風邪がひどくなってしまったぐらいにしか思っていなかった。自分は高山病にかからない体質だと勝手に思い込ん

¹⁶ ○：自然に置き換えられる。×：置き換えられない。または文法的に置き換えられるが、自然さが下がる。△：事態実現に対する評価的態度が消極的なものである場合のみ、置換可能である。

「ないわけにはいかない」の特性を探る

でいたのだ。だが、頭痛はひどくなるばかりだった。さらに吐き気も加わった。思い込みの強い僕も、さすがに自分が高山病になったことを認めないわけにはいかなかった。

(野口健『落ちこぼれてエベレスト』)

(28) したがって、このような理念や権威があまり全面に出てこない日本のような社会は、解決すべき諸々の課題を、図式的・公式的ではなく、現実的・具体的に解きやすい条件を持っていると見直すことも可能です。しかし、それを認めたうえで、このような私たちの社会において既成の権力や権威への批判は、被害者意識を土台とする集団的復讐という性格が強いため、個々人がそれぞれ批判の根拠をもって社会的に自立するのを困難とし、又その集団行動において個人と集団の緊張関係を自覚的に高めるのをむずかしくし、結局社会に対する個人の責任と権利の観念の確立を弱めるなど、私たちが克服すべき他者との関係＝社会的課題と考えているものを根底において支え、育む土壌ともなってきたことを、率直に認めないわけにはいきません。(義江彰夫『知の技法』)

(29) したがって、その社会の政治的・経済的・社会的基盤の変容につれて、法のもつ客観的意味も、変容を受ける。憲法は、本来、人間の国家的生活関係の基礎を定めているものであるから、一見すると、憲法は、かかる人間の国家的生活関係の政治的・経済的・社会的基盤を規定するものであって、それからの影響を受けるべきでないように見える。しかしながら、人間の国家的生活関係は、法によって、一方的にのみ、規定しうるものではない。それは、各種の要因の相互作用によって、流動発展しているのである。したがって、右の政治的・経済的・社会的基盤の発展変容が、憲法に対し、影響を与えていることを認めないわけにはいかない。(橋本公亘『日本国憲法』)

(28)(29)は、客観真理追究型テキスト(森山 2010b)の例であるが、これらにおける「ないわけにはいかない」は、ある既存の考え方を一旦提示し、その後、その考え方と対立する自らの見解を根拠とともに示す場合に使用されるものである。最終的にたどり着く結論として、話し手が自らの見解を捉え、そこに論理的必然性を示すために「ないわけにはいかない」を用いていると考えられる。

IV. 「ないわけにはいかない」の特性

置換可能な形式をもたない 2 種の用法、すなわち、主体が二人称をとる〈必要不可避〉、および、〈必要妥当〉の用法は、「ないわけにはいかない」に固有の用法として認定できることが、これまでの観察を通して明らかになった。ここで、この事実よりみえてくる「ないわけにはいかない」の特性を提示したい。

まず、主体が二人称の〈必要不可避〉の用例では、(16)(17)のように、話し手が相手の立場に寄り添い、当該事態の実行が相手に望まれていないということを念頭においていることが読みとれる。また、〈必要不可避〉の例(15)のような、主体が一人称の用例からも、相手への視点的接近が感じとれる。こうした視点的接近のニュアンスは、「なければならぬ」などの類義形式での置換例からは生

じない。

以上により、次のような「ないわけにはいかない」の特性が見いだされる。すなわち、相手が動作主体にあたる場合において、「ないわけにはいかない」は、不可避であると述べるとともに、相手にとっての望ましさへの考慮を示し、相手の有益性をおもんばかる表現であるといえる。一方、自らの行為が相手の期待に反する場合は、自身の行為が不可避であると述べるとともに、相手の期待に対する理解を示すことができる。

「ないわけにはいかない」がもつ二つ目の特性は、(1b)、および、(19)～(22)の例が示す〈必要妥当〉の用法から観察されるものである。すなわち、「ないわけにはいかない」は、自分自身に行為の実行を義務づけると同時に、当該の行為の実行が妥当であると主張する場合に用いることができる。この場合、話し手は自らに義務が存在するか否かを判断するとともに、その実行を肯定的に捉え、その価値・正当性をアピールするのである。

V. 当為的モダリティにおける位置づけ

1. 当為的モダリティに占める位置

ここで、「ないわけにはいかない」が当為的モダリティに占める位置について、先行研究における指摘と本稿の観察で明らかになった事実とを関連づけて捉え直したい。

評価のモダリティの枠組みにおいて、「ないわけにはいかない」は「必要妥当」類の「不可避」類に位置づけられている(高梨 2010)。本稿のコーパス調査では、〈必要不可避〉に加え、〈必要妥当〉〈必然発生〉も観察され、「ないわけにはいかない」がもつ用法の範囲は「不可避」だけに収めることができないという事実が浮き彫りになった。

一方、井島(2013)では、「ないわけにはいかない」を「義務・付与(被付与)」の枠内に位置づけているが、〈必然発生〉はこの位置づけと結びつかず、また、〈必要不可避〉〈必要妥当〉も「付与(被付与)」の概念とは噛み合わない。

〈必然発生〉の用法は、意志が介入せず、話し手の知覚・思考が必然的に発生するという意味を表すものである。すなわち、〈必然発生〉は、当為的モダリティの基本的特徴を有しない用法であり、当為的モダリティの枠外に位置するものと捉えるほうが適切である。

井島(2013)における「付与」は、「君は明日七時に出勤しなければならない。」(井島 2013:143)のように、「現実の世界で発話時に話し手が聞き手に何らかの義務や許容を付与するもの」(同:143)である。しかし、こうした定義と関わりそうな、主体が二人称をとるコーパス用例は、あくまでも動作の実行が外界の状況の制約で避けられないことを、話し手が聞き手に言い聞かせる用法であり、その話し手が義務を与える立場にあるとはいいたい。

そして、「付与」に内包された「被付与」は、「すでに何らかの義務や許容が付与されていることを表す用法」(井島 2013:143)であり、その典型は法律や条約の場合だとされている。しかし、〈必要不

「ないわけにはいかない」の特性を探る

可避)は主体が外界にある状況を確認し、状況を強制力のあるものと捉えたがゆえに生じる用法であり、また、〈必要妥当〉では、強制力をもつ外的な力が話し手に義務を課しているわけではなく、動作の実行・不実行についての話し手自らの判断が必ず求められるのである。

「付与」の対立面にある「判断」について、井島は、「当該の義務や許容が存在するものかどうか、判断するものであり、当該の判断を下す『判断者』がその判断を下される『被判断者 (=行為者)』に対して判断を下すもの」(井島 2013:143)と定義づけている。この定義づけを用い、「ないわけにはいかない」の位置を捉え直せば、〈必要不可避〉〈必要妥当〉の用法はもっぱら「判断」として用いられるものであり、「付与 (被付与)」の枠に組み入れることは適切とはいえない。これは、法律といった客観的な記述を必要とする文章における使用例が皆無であるという事実からも支持される。

2. 当為的モダリティと可能の相関

「ないわけにはいかない」の用法を整理すると、〈必要不可避〉における必要性は、強制力をもつ外界の状況からもたらされた帰結的必然性から生じるものであり、〈必要妥当〉の必要性は、主体の実行・不実行に対するコミットメントから生じるものだと考えられる。また、〈必然発生〉は、状況の強い影響下で、主体の知覚・思考の生起が自発的必然であることを表す。可能と関連づけると、〈必要不可避〉〈必要妥当〉〈必然発生〉はそれぞれ「外的条件可能」「心情可能」「外的強制条件可能 (自発)」と意味的な対応関係をもつ用法だと考えられる¹⁷。したがって、当該事態の不実行・非実現が不可能になる理由は、必ずしも外的条件によるものとは限らないのである。

〈必要妥当〉では、話し手がトピックの紹介や説明において、その紹介にとって必要不可欠な内容を取り上げようとする場面で使用されるものが多数存在する。この場合、「ないわけにはいかない」の表す意味は、「話し手がある内容を取り上げることを価値ある事態として捉え、その価値を実現するには、何は措いても、真っ先にその内容に対する言及が必要であるとアピールする」といったものと解釈可能である。すなわち、実行の必要性の主張を裏づけるのは、「実行しないのは惜しい・残念だ・もったいない」という話し手の心情・思考であると捉えられる。価値ある事態であるがゆえに、その価値を実現させるためには、不実行が不可能である。つまり、必要と可能の両者を媒介しているのは、「実行が必要である」といった話し手の思考のメカニズムであると考えられる。こうした当為的モダリティと可能の相関の一側面を、〈必要妥当〉として用いられる「ないわけにはいかない」には見いだすことができる。

VI. おわりに

「ないわけにはいかない」と「なければならない」の違いについて、先行研究では次の i)、ii)を指摘している。この2点と、今回の調査結果を照らし合わせると、齟齬が生じ、これらについては再考

¹⁷ 「外的条件可能」「心情可能」「外的強制条件可能 (自発)」については、渋谷(1993)を参照されたい。

する必要があると思われる。

- i) 「なければならない」は聞き手の行為について用いられると勧めや忠告として機能するが、「ないわけにはいかない」は基本的には勧めや忠告として機能しない。

(日本語記述文法研究会編 2003:115)

- ii) 「ないわけにはいかない」は行為者にとって望ましくない行為、不本意な行為に用いられやすい傾向がある。(庵ほか 2001:228)

本研究では、(1a) のような学習者の産出例を契機に分析を試みたが、日本語教育の現場に反映させるべき内容の抽出や、その内容を明示的に説明する産出のための記述には及んでいない。日常の場面において、「ないわけにはいかない」は「なければならない」などに比べ、使用頻度がそれほど高くないかもしれない。しかし、「ないわけにはいかない」のみが自然に使用される文脈を、産出のための文法として教育内容に組み込むことは、より豊かな表現を巧みに操る能力の獲得を図る日本語教育には必要ではないかと考える。

参考文献

- 庵功雄・高梨信乃・中西久実子・山田敏弘 (2001) 『中上級を教える人のための日本語文法ハンドブック』スリーエーネットワーク
- 井島正博 (2013) 「当為表現の構造と機能」『日本語学論集』9:133-173、東京大学大学院人文社会研究科
- 奥田靖雄 (1996) 「現実・可能・必然 (中) —『していい』と『してもいい』—」言語学研究会編『ことばの科学 7』137-173、むぎ書房
- 奥田靖雄 (1999) 「現実・可能・必然 (下) —しななければならない—」言語学研究会編『ことばの科学 9』195-261、むぎ書房
- 工藤真由美 (1995) 『アスペクト・テンス体系とテキスト—現代日本語の時間の表現—』ひつじ書房
- 高恩淑 (2012) 「『動詞の意志性』を問う—可能形式との関わりを中心に—」『日本語文法』12(2):111-127、日本語文法学会
- 国立国語研究所編 (2004) 『分類語彙表—増補改訂版—』大日本図書
- 小矢野哲夫 (2005) 「ディオントニック・モダリティをめぐる—言語行動の観点からの『しななければならない』の事例分析—」佐藤喜代治博士追悼論集刊行会編『日本語学の蓄積と展望』300-320、明治書院
- 渋谷勝己 (1993) 「日本語可能表現の諸相と発展」『大阪大学文学部紀要』33(1):1-262、大阪大学文学部
- 高梨信乃 (2010) 『評価のモダリティ—現代日本語における記述的研究』くろしお出版

「ないわけにはいかない」の特性を探る

- 田村直子（1997）「共起制限に見る命題とモダリティの関わり」『筑波応用言語学研究』4:83-96、筑波大学大学院人文社会科学研究所
- 田村直子（1999）「ナケレバナラナイの用法と命題要素とのかかわり—ザルヲエナイ、ベキダ、ハズダとの置換性を手がかりに—」『日本語教育』101:21-30、日本語教育学会
- 田野村忠温（1990）「文における判断をめぐって」崎山理・佐藤昭裕編『アジアの諸言語と一般言語学』785-795、三省堂
- 寺村秀夫（1984）『日本語のシンタクスと意味Ⅱ』くろしお出版
- 中島孝幸（2002）「必要を表す構文について—『勝たなければならない』をめぐって—」『甲南大学紀要 文学編』123:17-28
- 仁田義雄（1991）『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 仁田義雄（2014）「モダリティ²」日本語文法学会編『日本語文法事典』629-633、大修館書店
- 日本語記述文法研究会編（2003）『現代日本語文法 4 モダリティ』くろしお出版
- 益岡隆志（1991）『モダリティの文法』くろしお出版
- 益岡隆志（2007）『日本語モダリティ探究』くろしお出版
- 宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃『新日本語文法選書 4 モダリティ』くろしお出版
- 森山卓郎（1988）『日本語動詞述語文の研究』明治書院
- 森山卓郎（1992）「価値判断のムード形式と人称」『日本語教育』77:26-35、日本語教育学会
- 森山卓郎（1997）「日本語における事態選択形式—『義務』『必要』『許可』などのムード形式の意味構造—」『国語学』188:123-110、国語学会
- 森山卓郎（2000a）「基本叙法と選択関係としてのモダリティ」森山卓郎・仁田義雄・工藤浩編『日本語文法 3 モダリティ』1-78、岩波書店
- 森山卓郎（2000b）「『と言える』をめぐって—テキストにおける客観的妥当性の承認—」『言語研究』188:55-79、日本言語学会
- 林青樺（2011）「『動詞+わけにはいかない』の意味に関する一考察—〈不可能〉の内実を中心に—」『国語学研究』50:30-43、東北大学大学院文学研究科